

## 市内一斉ノーマイカーデー実施要領

### 1 趣旨

地球温暖化防止活動の一環として、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、公共交通機関の利用を促進し、車を使用しないエコライフを推進することを目的として、市内一斉ノーマイカーデーを実施し、結果を集計し公表する。

### 2 実施内容

#### (1)実施日

毎月第3金曜日（祝日の場合はその前日）とする。

#### (2)実施対象者

周南市内で勤務しており、日頃の通勤手段が自動車（2輪を除く）の者（以下、「マイカー通勤者」とする）

※実施日が休暇の者は、マイカー通勤者には含めない。

※自動二輪車（バイク）、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は、温室効果ガス排出量を算定する過程で、公表値が入手できないため、マイカー通勤には含めない。

※電気自動車は、温室効果ガスを排出しないため、マイカー通勤には含めない。

#### ※参加登録方法

ア 参加登録票に従い、Eメール、FAX、郵送、窓口のいずれかで環境政策課へ提出する。

イ 提出期限は実施予定月の第2金曜日とする。

ウ 事業所等で取りまとめて参加登録票を提出する（マイカー通勤者が1人であっても事業所等での登録が必要）。

#### (3)実施内容

マイカー通勤者が自主的に、実施日の通勤（帰宅）手段をマイカーから他の手段へ変更する。

※具体的な通勤手段は以下のとおりとする。

- 徒歩
- 自転車
- 公共交通機関
- 相乗り（運転手以外）
- テレワーク
- その他（バイクなど）

### 3 調査方法

(1) 調査報告

各事業所等の担当者が、ノーマイカー実施状況を調査し、様式に従い10月2日（4月～9月分）と4月2日（10月～3月分）までに環境政策課へ報告する。

(2) 調査項目

ア マイカー通勤者数 [人]

イ マイカー通勤者のうちノーマイカー実施人数 [人]

ウ のこのこパス利用者数 [人]

エ 削減通勤距離 [km]

※削減通勤距離は、ノーマイカー実施者の通勤距離の合計とする。

※片道のみノーマイカーを実施した場合は片道通勤距離、往復で実施した場合は往復通勤距離を記入。

4 算出方法

(1) 実施率

マイカー通勤者で、毎月第3金曜日にノーマイカーを実施した人数の割合を示す。

実施率の算定式は以下のとおりである。

$$Re = N / M \times 100$$

ここで、

Re : 実施率[%]

N : ノーマイカー実施人数[人]

M : マイカー通勤者数[人]

(2) 削減燃料使用量

ノーマイカー実施により、削減された燃料使用量を以下の仮定のもとに推計する。

- ・マイカー通勤の自動車燃料は、全てガソリンと仮定する。
- ・マイカー通勤の自動車車種は、周南市の自動車保有台数の比率と同じと仮定する。
- ・マイカー通勤の自動車走行距離当たりの燃料消費量は、国土交通省の自動車輸送統計の値と同じと仮定する。

削減燃料使用量の算定式は以下のとおりである。

$$Vr = Dr \times (Rn \times Vn + Rs \times Vs + Rl \times Vl) = 0.08137 \times Dr$$

ここで
$V_r$ : 削減燃料使用量[L]
$D_r$ : 削減走行距離[km]
$R_n$ : 乗用普通車の割合
$R_s$ : 乗用小型車の割合
$R_l$ : 軽自動車の割合
$V_n$ : 乗用普通車の 1km 当たり燃料消費量[L / km]
$V_s$ : 乗用小型車の 1km 当たり燃料消費量[L / km]
$V_l$ : 軽自動車の 1km 当たり燃料消費量[L / km]

(参考)

周南市自動車車種別保有台数

年度		乗用		
		普通・一般車	小型車	軽自動車
R6	台数 [台]	25,165	23,324	33,589
	比率	$R_n=0.29$	$R_s=0.29$	$R_l=0.42$

出典：交通安全概要 周南市

自家用車の 1km 当たりガソリン燃料消費量[L/km]

年度	普通車 $V_n$	小型車 $V_s$	軽自動車 $V_l$
R6	0.104	0.081	0.066

出典：自動車燃料消費量統計年報 国土交通省

### (3) 温室効果ガス削減量

ノーマイカー実施により、削減された温室効果ガス排出量を推計する。

温室効果ガス削減量の算定式は以下のとおりである。

$V_t = V_a + 28 \times V_b + 265 \times V_c$ <p>ここで</p> <p><math>V_t</math> : 温室効果ガス削減量[kg-CO<sub>2</sub>]</p> <p><math>V_a</math> : 削減燃料使用量による二酸化炭素削減量[kg-CO<sub>2</sub>]</p> <p><math>V_b</math> : 自動車の走行により発生するメタン削減量[kg-CH<sub>4</sub>]</p> <p><math>V_c</math> : 自動車の走行により発生する一酸化二窒素削減量[kg-N<sub>2</sub>O]</p> <p>※<math>V_a</math> は①、<math>V_b</math>, <math>V_c</math> は②参照</p>
---

(参考) 地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
-----------	---------

二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1
メタン	CH <sub>4</sub>	28
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	265

出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

①燃料の使用に関する温室効果ガスの発生量

※燃料中に含まれる炭素が燃焼することにより発生する、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の量

CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）発生量の算定式は以下のとおりである。

$$V_a = V_r \times 34.6 \times 0.0671$$

ここで

V<sub>a</sub>：燃料の使用により発生する二酸化炭素発生量[kg-CO<sub>2</sub>]

V<sub>r</sub>：削減燃料使用量[L]

(参考)

ガソリンの単位発熱量：34.6 [MJ/L]

ガソリンの二酸化炭素排出係数：0.0183×44/12=0.0671 [kg-CO<sub>2</sub>/MJ]

出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 別表第一

②自動車の走行に関する温室効果ガスの発生量

※自動車の走行の際、エンジンで燃料を燃焼させることで発生するCH<sub>4</sub>（メタン）及びN<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）の量

※排出量の算定は、自動車の区分ごとの走行距離[km]に、温室効果ガスごとの排出係数を乗じる。

CH<sub>4</sub>（メタン）発生量の算定式は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} V_b &= D_r \times (R_n + R_s) \times M_{ns} + D_r \times R_l \times M_l \\ &= D_r \times (0.59 \times 0.000010 + 0.41 \times 0.000010) \\ &= 0.000010 \times D_r \end{aligned}$$

ここで

V<sub>b</sub>：自動車の走行により発生するメタン発生量[kg-CH<sub>4</sub>]

D<sub>r</sub>：削減走行距離[km]

R<sub>n</sub>：乗用普通車の割合

R<sub>s</sub>：乗用小型車の割合

R1：軽自動車の割合  
Mns：普通・小型自動車の排出係数[kg-CH<sub>4</sub>/km]  
M1：軽自動車の排出係数[kg-CH<sub>4</sub>/km]

N<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）発生量の算定式は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} Vc &= Dr \times (Rn + Rs) \times Nns + Dr \times R1 \times N1 \\ &= Dr \times (0.59 \times 0.000029 + 0.41 \times 0.000022) \\ &= 0.00002613 \times Dr \end{aligned}$$

ここで

Vc：自動車の走行により発生する一酸化二窒素発生量[kg-N<sub>2</sub>O]  
Dr：削減走行距離[km]  
Rn：乗用普通車の割合  
Rs：乗用小型車の割合  
R1：軽自動車の割合  
Nns：普通・小型自動車の排出係数[kg-N<sub>2</sub>O/km]  
N1：軽自動車の排出係数[kg-N<sub>2</sub>O/km]

(参考) 自動車の走行に関する温室効果ガス排出係数

区分	排出係数	
	CH <sub>4</sub> [kg-CH <sub>4</sub> /km]	N <sub>2</sub> O [kg-N <sub>2</sub> O/km]
普通・小型自動車	Mns=0.000010	Nns=0.000029
軽自動車	M1=0.000010	N1=0.000022

出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 第3条第2項ニ及び第3項ホ

附 則（令和4年9月30日 令4周環2667号）

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日 令5周環2490号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日 令6周環2586号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日 令7周環2351号）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（ノーマイカーデー実施要領の一部改正）

- 1 削減燃料使用量の算定式を変更。
- 2 周南市自動車車種別保有台数及び自家用車の1kmあたりガソリン燃料消費量を変更。